

「魅力的な観光地づくり補助金事業運営業務委託」にかかる質問への回答

質問1

本事業の契約上限額には補助金そのものの金額が含まれているかと思うが、補助金そのものの1件あたりの上限額はいくらか。

回答1

契約上限額には、補助金の原資は含まれておりません。1件あたりの補助上限額は、現在検討中ですが、全体の予算額と想定交付申請件数を踏まえた金額とする予定です。なお、市町や観光地域づくり法人（DMO）、観光関連事業者等、申請対象事業者に応じて異なる上限額を設定する予定です。

質問2

（業務仕様書 2 ページ 3（1）（ア）アドバイザー設置③）

観光関連事業者の経営状況を把握するために最低限必要な資料として、例えば決算書の徴求など、想定しているものはあるか。

回答2

現時点で想定しているものはありません。なお、事業者情報に関わるため、相手方事業者や県と相談の上、求める書類については必要最低限のものに留め、慎重な取り扱いをお願いいたします。

質問3

（業務仕様書 2 ページ 3（1）（イ）相談窓口の設置）

推進アドバイザーの設置は申請期間が終わる令和4年7月末か。

回答3

推進アドバイザーの設置に関しては、各申請者が事業を進めていく中においても、適切なアドバイス支援を行う必要があることから、実績報告書提出期限の令和4年12月末までは設置を求めます。

ただし、申請期間終了後のアドバイザー体制の人員については、県と協議の上、相談件数に応じ、柔軟に対応することとします。

質問4

（業務仕様書 2ページ 3（1）（イ）相談窓口の設置）

相談窓口は、補助対象事業者の来訪を前提とした拠点整備（例えば、応接・面談スペース等）を準備しておく必要があるか。

また、相談窓口は基本的に電話対応を想定していると思いますが、電話のほかにメールでの相談受付・回答も可能と考えて良いか。

回答4

相談窓口での相談方法については、原則電話やメールでの対応を想定していますが、それらに加え、その他の方法をご提案いただくことは差し支えありません。

質問5

（業務仕様書 2ページ 3（2）（ア）補助金の概要（案））

①補助対象事業者について

飲食店は記載がないが、対象に含まれないと考えて良いか。もし含まれる場合は、観光関連かそうでないかの判断基準があれば教えてください。

また、基本的に三重県内に拠点がある観光関連施設事業者であれば、県外本社等の事業者も対象になると考えて良いか。

②補助対象経費について

補助対象経費に含まれないものを例示ください。

③申請期間（予定）について

実績報告提出期限：令和4年12月末までとあるが、実績報告の時点で補助金を活用した補助対象事業がすべて完了している必要があるとの理解で良いか。

回答5

①補助対象事業者のうち観光関連事業者については、補助対象となる施設が観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」（以下、認証制度という。）により認証を受けた施設を現時点では想定しており、飲食店は補助対象とは想定しておりません。

②補助対象経費の詳細については、最優秀提案者に実施に必要な情報を提供いたします。

③お見込みのとおり。実績報告を行う時点で、対象事業がすべて完了している必要があります。

質問6

(業務仕様書 3ページ 3(2)(ウ)業務内容 ③開設期間等)

県との連絡調整は8:30~17:15となっているが、観光関連事業者等からの問い合わせに関しては、例えば9:00~17:00など、三重県との連絡時間とは異なる時間で設定することは可能か。

回答6

お見込みのとおり、県との連絡調整対応時間(県の勤務時間をいう。)とは別で、観光関連組織等からの問い合わせ対応時間を設けることは可能です。ただし、その場合は、県と事前相談のうえ、適切な時間の設定をお願いします。

質問7

(業務仕様書 4ページ 2 ②事前相談補助)

- ①1行目後半に「要件を満たすかの審査」とありますが、要件の具体的な内容は三重県が定めるものと認識していますが、それでよいか。
- ②2行目後半に「その優劣についても判断」とありますが、何を以て優劣を判断するのか基準があれば教えてください。
- ③10行目前半に、「同一申請者、同一施設に重複することがないように」とありますが、補助金の利用は、活用内容が異なっても一施設あたり1回のみとの理解で良いか。

回答7

- ①審査要件については、県が定めます。
- ②最優秀提案者に対して、適切な時期に審査基準を提供させていただきます。
- ③現時点では、補助金申請は1施設あたり1件を想定しています。

質問8

(業務仕様書 6ページ 3 ⑤ 決定通知書の交付)

結果の通知は不採択にも郵送を想定しているのか。特に、ホームページでの公開を想定している場合、効率的な運営の観点から採択者のみの郵送という手段も考えるためご教示いただきたい。

回答8

委託事業者を通じて、各申請者へは不採択者も含め、郵送にて通知を行っていただきます。なお、採択結果についてホームページでの公開は現時点では想定しておりません。

質問9

(業務仕様書 6ページ 3 ⑥~⑧実績報告書について)

補助金を活用した設備整備や事業実施等が設置されていることや完了していることを確認するために、対象施設等の現地訪問は必須か。あるいは、写真等で確認が可能であればその限りではないでしょうか。

回答9

対象事業完了に係る審査は、原則として写真等の提出書類における確認を想定しています。なお、提出書類のみで確認できない場合や県が必要と判断する場合は、対象施設の現地確認を求める場合があります。

質問10

(業務仕様書 8ページ 5 周知・広報業務)

広報周知の中にホームページ等は想定しているか。特に、事業再構築補助金等のように採択結果などをオンライン上で公開する想定はあるか。

回答10

県公式ホームページ上で公表を行うほか、委託事業者を通じて、補助対象となりえる県内の地方自治体や組織、事業者あてにメールや郵送等で周知を行っていただくことを想定しています。なお、周知・広報に関してその他の方法をご提案いただくことは差し支えありません。

また、採択結果について、ホームページ等で公表する予定は現時点ではありません。

質問11

(業務仕様書 8ページ 5 周知・広報業務)

3行目に「補助対象事業者のリスト(案)」とありますが、現状で概ね何件程度の想定か。また、リストとは、事業者名や住所などのほかに、メールアドレスも含まれるか。

回答11

補助対象事業者のうち観光関連事業者については、補助対象となる施設が認証制度により認証を受けた施設を想定しており、令和4年3月31日時点で1,217施設の登録をいただいております。また、最優秀提案者には、認証制度登録施設の事業者名や住所、メールアドレスを提供させていただく予定です。